



# 耐震診断士の派遣と

2024年度も実施予定です

# 耐震改修工事の費用を補助します



## 対象となる建物と条件

- 昭和  $y$  年  $y$  月  $y$  日以前に建築された、一戸建て等の木造住宅
- 過去に当該事業による耐震診断を受けていないこと
- 住宅の所有者等が、市税を滞納していないこと



**耐震診断【無料】**します  
(木造住宅耐震診断士派遣事業)

- 昭和  $y$  年  $y$  月  $y$  日以前に建築された、 $u$ 階建て以下の一戸建て等の木造住宅
- 在来軸組構法または伝統的構法のもので、延床面積が  $y$   $u$ ㎡以上のもので
- 耐震診断の結果、上部構造評点が  $u$ 未満であり、耐震改修後の評点が  $u$ 以上となるもの
- つくば市在住の方で、耐震改修後、その住宅に居住する方
- 申請日現在において、市税を滞納していない方



**耐震改修工事を補助**します  
(木造住宅耐震改修費補助制度)

### 補助額

耐震改修工事に要した費用の  $y$  分の  $p$   
**【上限は50万円】**

※兼用住宅の場合は別に算出方法があります。

## 申請方法

- **申請書類** 市ホームページからダウンロードするか、建築指導課窓口でお受け取りください。
- **申請方法** 申請書類をつくば市都市計画部建築指導課に提出してください。
- **申請期間** ※2023年度は終了しています。2024年4月以降にお問い合わせいただくか、つくば市のホームページをご覧ください。

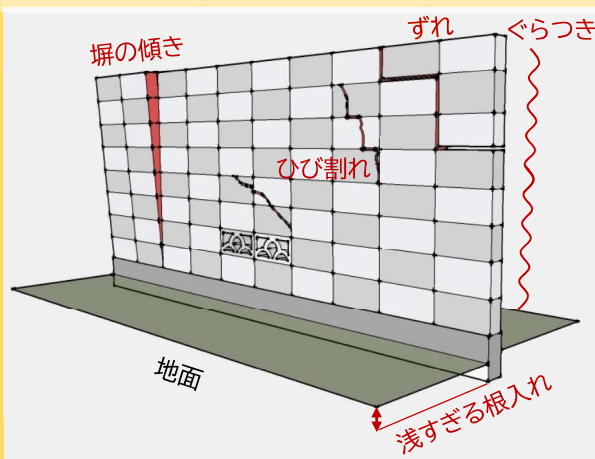
## 無料耐震相談のお知らせ 予約なしでもOK

**日時**  $u$   $u$   $p$ 年1月  $u$   $u$ 日(月) ~  $u$  日(土) ①  $u$   $u$ 時 ~  $u$   $u$ 時 ②  $u$   $y$ 時 ~  $u$  時  
**場所** つくば市役所【本庁舎1階南口玄関付近】(つくば市研究学園  $u$   $u$   $u$ )

【問合せ先】 つくば市都市計画部建築指導課 建築企画・安全係(本庁舎  $y$ 階) つくば市研究学園  $u$   $u$   $u$   
☎029(883)1111(代表) 内線3140・3150

【受付時間】 平日 :  $p$   $y$  ~  $u$   $u$   $u$   $u$   $y$   $u$  ~  $u$   $y$   $u$  (土・日・祝祭日を除く)

## 危険なブロック塀



# 点検してください ブロック塀

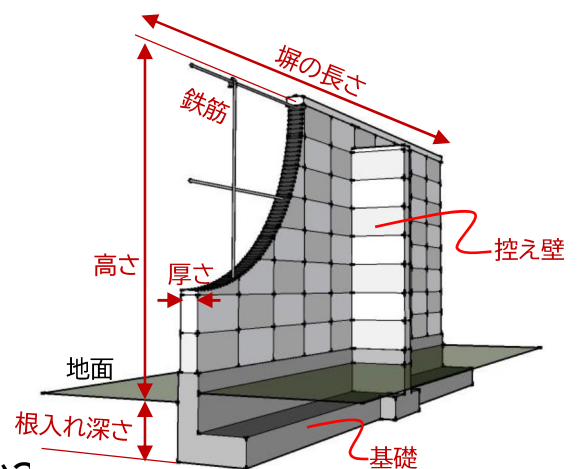
古いコンクリートブロック塀は、経年劣化などにより大きな地震が発生した場合は倒壊する危険性があります。以下の安全チェックシートで確認をお願いします。

## 安全チェックシート

ブロック塀について次の1～6の項目を点検し、ひとつでも不適合がある場合や、分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか。  
塀の高さは地面から2.2m以下か？
- 2. 塀の厚さは十分か。塀の厚さは10cm以上か？  
(2m以上の場合は15cm必要)
- 3. 控え壁はあるか(高さが1.2m超の場合)。  
塀の長さ3.4m以下ごとに入っているか？  
高さの1/5以上突出しているか？
- 4. 塀は健全か。  
塀に傾き、ひび割れ、ぐらつきはないか？
- 5. 基礎があるか。鉄筋コンクリートの基礎があるか？  
基礎の根入れ深さは30cm以上か？
- 6. 塀に鉄筋が入っているか。  
縦横とも80cm間隔以下か？

### 【ブロック塀のチェックポイント】



控え壁: 塀の高さが1.2m超の場合に必要。  
その場合、長さ3.4m以下ごと、  
かつ塀の端部からは、80cm以内にも必要

建築基準法にはコンクリートブロック塀等の適切な構造等について定めがあります。これを満たしていない安全性に問題のあるブロック塀(=危険ブロック塀)が市内に存在しています。地震等による倒壊で、所有しているブロック塀が他者に危害や器物の損壊を加えてしまった場合、「所有者(占有者)」は損害賠償の責任を負うことになります。

危険ブロック塀等を撤去するための補助制度もあります。詳しくは裏面をご覧ください。



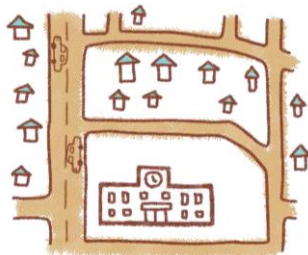
# 危険ブロック塀等の 撤去費用を補助します

2024年度も  
実施予定

## 対象となる塀と条件

- 倒壊によって、通学路や避難路を通行する者に危険を及ぼすおそれのある、つくば市内の  
コンクリートブロック塀または、組積造の塀  
※通学路や避難路に面する道路境の危険ブロック塀等のみが補助対象です
- 道路面からの高さが、80センチメートルを超えるもの
- 土地の販売を目的としていないこと
- 過去にこの制度による補助金の交付を受けていないこと
- 幅員が4メートル未満の道路のセットバック範囲内の塀ではないこと
- 危険ブロック塀等の所有者が、申請日現在において、市税を滞納していないこと

### 【通学路と避難路】



※通学路は、つくば市内の小中学生が学校へ通学するために  
利用する道路です。

※避難路は、被災時に人や物の移動に利用する主要な道路で、  
つくば市が指定するものです。

## 補助額

- ① 危険ブロック塀等の撤去に要した費用
  - ② 撤去部分の長さ1mあたり、1万4千円を乗じた額
- 補助額は、①または②のうちの低い方の額の3分の2(上限10万円)

## 申請方法

- 申請書類 市ホームページからダウンロードするか、建築指導課窓口でお受け取りください。
- 申請方法 申請書類をつくば市都市計画部建築指導課に提出してください。
- 申請期間 **※2023年度は終了しています。**  
2024年度4月以降にお問い合わせいただくか、つくば市のホームページを  
ご覧ください。

【問合せ先】 つくば市都市計画部建築指導課 建築企画・安全係(本庁舎3階)  
つくば市研究学園1-1-1 ☎029-883-1111(代表) 内線3140・3150

【受付時間】 平日8:45~12:00/13:00~16:30(土・日・祝祭日を除く)